平成２２年（フ）第２５３号
長野市川中島町今里729番地、住民票上の住所長野市川中島町今里1539番地　コーポ山崎203
債務者　熊谷由起子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番25―304号
債務者　園原　博文
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３５０号
兵庫県川西市湯山台２丁目46番地、住民票上の住所神戸市東灘区御影山手３丁目１番７―300号
債務者　増田　純子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７５３号
兵庫県西宮市甲子園浦風町18番28号
債務者　尾田芙美子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６８号
兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目６番35―301号
債務者　中川　一郎
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３号
兵庫県豊岡市野田38番地の10、前住所兵庫県豊岡市桜町１番１号、旧店舗の所在地兵庫県豊岡市中央町８番22号　暮六ツセンター
債務者　ちゅうずこと　木内さとみ
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
山口県宇部市大字東岐波4937番地11
債務者　緒方　順子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１５６号
山口県宇部市東平原２丁目10番27―105号、旧住所山口県宇部市中尾１丁目４番34―101号
債務者　南　寿美子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２２号
徳島県美馬市脇町大字北庄1397番地７
債務者　藤永　義樹
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第２４号
徳島県美馬市脇町大字脇町1004番地５
債務者　月岡　唯信
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第７７３号
北九州市小倉南区城野４丁目５番46―301号
債務者　岩崎　智美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７９６号
北九州市八幡西区永犬丸３丁目８番14号
債務者　高松幸一郎
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８９０号
北九州市戸畑区初音町８番３号伊美アパート３
債務者　吉田富士男
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８９１号
北九州市戸畑区初音町８番３号伊美アパート３
債務者　吉田スマ子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９０７号
北九州市小倉北区東篠崎３丁目２番１―212号
債務者　松岡かおり
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９１０号
北九州市八幡西区折尾３丁目７番27号
債務者　山口　　泉
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９２２号
北九州市八幡西区平尾町９番１―504号
債務者　井上　義廣
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部